

第 58 回サービス統計・企業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 16 日 (木) 9:55～11:58
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
- (部 会 長) 廣松 毅
- (委 員) 北村 行伸、西郷 浩
- (専 門 委 員) 岩下 真理、渡辺 努
- (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
- (調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：上田室長ほか
- (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 小売物価統計調査の変更について

5 概 要

- 第 1 回目の部会において引き続き審議することとされていた「調査計画における調査品目の名称整理」(動向編)及び「調査計画における調査品目の表記方法の変更」(構造編)について、調査実施者から前回の部会で示された意見を踏まえた修正案が示された後、審議が行われ、変更内容については適当とされた。

なお、動向編及び構造編において把握する調査品目の選定基準(案)については、次回部会において引き続き審議することとされた。

- 続いて、第 88 回統計委員会において委員から提案のあった①「消費者物価指数における消費税抜き C P I の作成・公表」及び②「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整」について、調査実施者から現時点での取組状況についての説明があった。

このうち、①については、消費税率の見直し時点で対応するとのことで、おおむね委員等の理解が得られたが、②については、委員等からの指摘を踏まえ、次回部会で追加の説明を行うこととされた。

- 続いて、変更事項のうち、「調査員調査品目の範囲の見直し」及び「集計事項(中間年バスケット指数)の見直し」について、調査実施者から説明の後、審議が行われ、変更内容については適当とされた。

- なお、前回部会で適当と整理した「動向編の調査品目の見直し」について、調査実施者及び事務局から、当初、「32 品目を廃止」としていたところ、その後の精査により、「33 品目を廃止」に訂正する旨の申し出があり、了承された。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回の委員会から引き続き審議することとされた事項

① 調査計画における調査品目の名称整理（動向編）

- ・ 上位品目の位置づけについて教えてほしい。これまでの調査品目である「あんパン」、「カレーパン」の上位品目として「その他のパン」が位置づけられるということか。
← そのとおりである。
- ・ 資料1の3頁の下から2行目に「当該中分類において、同一とみなせる同じ値動きの品目がある場合」とあるが、「同一」と「同じ」で書きぶりが重複しており、分かりづらいのではないか。
← 適切な表現を検討したい。
- ・ 消費者物価指数の基本的な考え方はバスケットで固定することで価格の変化を把握するというものであり、原則は同じ品目を調査することになる。しかし、実際には消費者行動は変化することから、理論と実態との間に整合性の問題は生じないのか。
← 基本的には、同じ品目を調査するという考えである。しかし、代表的な品目の変化や、把握できなくなることもあるので、その場合は同じ品目と見なせるような措置を取っている。
- ・ 例えば、上位品目である「その他のパン」について、ジャムパンが消費支出に占める割合が1万分の1を超えると、「その他のパン」の調査品目としてジャムパンが加わるのか。
← そのとおりである。
- ・ 資料1の3頁の中段野線内の「ii）中分類指数の精度の向上」とあるが、何の中分類かわかりやすく修正してほしい。中分類と家計調査品目、上位品目などとの関係を整理してほしい。
← 整理して次回部会で説明したい。

② 調査計画における調査品目の表記方法の変更（構造編）

- ・ 地域別価格差調査の選定基準の「v）地域間の価格差」と店舗形態別価格調査の選定基準の「iv）店舗間の価格差」は、企業の価格支配力なども含めて価格差が大きいものを調査するということか。
← いろいろな要素を含んだ上で、品目ごとに係数を取って、大きい方から順番に対象とするということである。
- ・ 動向編と構造編の調査品目の選定基準が、まとまった形で示されたのは本日が初めてであり、今後の調査のあり方とも関係してくるので、もう少し慎重に議論を行う必要がある。
← 引き続き次回、審議することとしたい。
- ・ 銘柄別価格調査について、例えば、動向編のiPhone6に対応するものはAndroidとなっているが、iPhoneに競合するものがAndroidであることをどのように判断しているのか。
← 当該業界の統計を用いるほか、事業者へのヒアリングにより総合的に判断している。
- ・ 動向編及び構造編の個別の変更は妥当だが、選定基準（案）については、慎重に議論すべきとの意見を踏まえ、次回部会において引き続き議論することとする。また、動向編の表現上の修正点も、次回部会にまとめて案をお示しいただくこととする。

(2) 委員会において委員から提案のあった事項

① 消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表

- ・ ①消費税が導入された1989年まで遡った指数を作成・提供することはできるのか、
 - ②実査として税抜きデータの把握が難しい中、簡易な推計をすることになるが、そのようにして計算した結果と、いわゆる真の値との間の開きについて公表時に明確にしてほしい。つまり、どのような部分について加工度が高いかという点について明らかにしてほしい。
- ← 統計局と日本銀行で作成・公表までに指摘のあったような点について検討を進めてもらいたい。

② 消費者物価指数における家賃の品質調整

- ・ 小売物価統計調査においては、2013年から、住宅の属性の一つとして建築時期をとっているところがあるが、それ以外の属性は何を把握しているのか。
← 建築物の構造、床面積、調査地点である。
- ・ 家賃についても、パソコンと同じロジックで考えるべきではないか。
- ・ 品質調整の方法によっては、利用者及び社会への影響が大きいため、慎重に検討する必要があるとのことであったが、正確な数値を公表するということが一番大事であり、インパクトの大きさは、ひとまず置くとして、先ず取組を進めるべきではないか。
- ・ 5月のオタワミーティングの際の総務省の説明資料をみると、ある程度の検討は進んでいるのではないかと。小売物価統計と住宅・土地統計調査とはサンプルが違うということはあるが、住宅・土地統計調査の方が様々な家に関するデータを集めているので、そこで得られた経年劣化分の推計値を小売物価統計調査の品質調整をする際に用いることも可能と考える。早急に家賃に関する品質調整を小売物価統計調査でも導入すべきと考える。
← 家賃の品質調整については、ただいま説明したとおり、まだ研究段階である。また、家賃の調整には課題が多くあると考えている。仮に、家賃調整しようとするすると新築と築10年の価格差をすべて劣化で考えざるを得ないという仮定で問題ないのかということについて、この差の内訳が分解できないため、詳細な研究を行った上で、しっかりとCPIを出すべきと考えている。
- ・ 家賃の品質調整の手法について、研究を継続したいとのことであるが、期限を決めて行う必要があるのではないかと。検討のスケジュール感を示してほしい。また、日本銀行が実際に事務所賃貸について品質調整を行っているということであれば、日本銀行から品質調整の実際の手法等について説明していただきたい。
- ・ 住宅は、メンテナンスの有無で価格（家賃）の違いが変わってくるので、そういう意味では、品質調整についてパソコンと異なる面もあるのではないかと。また、住宅の劣化は、本来であれば、同じ住宅をパネルデータとして追わないと正しい結果は得られないのではないかと。
- ・ 現行の品質調整をしない指数が正しい姿ではないという考え方があるところ、統計局として、今の形が問題ないという理由を改めて整理してほしい。

(3) 調査員調査品目の範囲の見直し

- ・ 特段の意見なし。

(4) 集計事項（中間年バスケット指数）の見直し

- ・ 特段の意見なし。

(5) その他

- ・ 消費者物価指数の 2015 年基準改定計画に関するパブリックコメントの報道発表を明日 7 月 17 日（金）に行い、7 月 18 日（土）～8 月 21 日（金）までの間で意見募集を行うことが調査実施者から紹介された。

6 その他

今回は、平成 27 年 8 月 13 日（木）13 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

以 上